

く 政 第 729 号
令和 4 年 3 月 29 日

医薬品及び医薬部外品製造販売業者 } 殿
医薬品及び医薬部外品製造業者 }

富山県厚生部くすり政策課長

富山県GMP調査実施要領の改訂について

平素から、本県の薬務行政の推進にご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本県では、GMP調査の整合性の確保及び効率的な実施を図るため、「富山県GMP調査実施要領」（平成20年6月制定、平成26年11月改訂）を運用してきたところです。今般、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第63号）等の施行に伴い、その一部を改訂し、令和4年4月1日から適用しますので、お知らせします。

なお、改訂後の「富山県GMP調査実施要領」の全文及び各種様式は、富山県ホームページ内の以下のページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

○掲載ページ

【指導係5】GMP調査について

(<https://www.pref.toyama.jp/1208/sangyou/shoukoukensetsu/yakugyou/kj00007043/index.html>)

(事務担当：指導係)